る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十四号まで、第三十五号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十六号及び前号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

四十一～四十三　［略］

（予納に係る手続の指定）

第三十八条の二　［略］

（予納者による手続に係る申出又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条　法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による手続に係る申出又は法第十五条の二第一項若しくは法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる様式によりしなければならない。

一　特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの　様式第十九

二　特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出　様式第二十

三　登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出　様式第二十一

四　登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの　様式第二十二

五　登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出　様式第二十三

六　登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの　様式第二十四

七　登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出　様式第二十五

四十一～四十三　［略］

（予納に係る手続の指定）

第三十八条の二　［略］

（見込額の予納に係る手続の指定）

第三十八条の二　［略］

（見込額からの納付又は口座振替若しくは指定立替納付者による納付の申出の様式等）

第四十条　法第十五条第一項、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出（以下この条において「納付の申出」という。）は、次の各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によりしなければならない。

一　特許料の納付の申出のうち特許権の設定の登録を受ける者がするもの　様式第十九

二　特許料の納付の申出のうち特許権者がするもの及び特許法第百十二条第二項の割増特許料の納付の申出　様式第二十

三　登録料及び実用新案法第三十三条第二項の割増登録料の納付の申出　様式第二十一

四　登録料の納付の申出のうち意匠権の設定の登録を受ける者がするもの　様式第二十二

五　登録料の納付の申出のうち意匠権者がするもの及び意匠法第四十四条第二項の割増登録料の納付の申出　様式第二十三

六　登録料の納付の申出のうち商標権又は防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受ける者がするもの　様式第二十四

七　登録料の納付の申出のうち商標法第四十一条の二第一項及び第七項に規定する商標権の存続期間の満了前五年までに商標権者がするもの並びに同法第四十三条第三項の割増登録料の納付の申出　様式第二十五